

横浜市金沢産業振興センタークラブ棟排水管等更新工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センタークラブ棟排水管等更新工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和9年1月29日まで
1-4 工事の目的	クラブ棟排水管及び全熱交換器設備等が経年劣化しているので、設備の更新工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、排水設備、全熱交換器設備等の取扱いに精通した者とする。
1-6 工事の内容	1 クラブ棟男子・女子トイレの排水管を撤去し更新する。 2 301号室全熱交換器を撤去し、新たに全熱交換器設備を更新する。 3 NO.2 冷却塔の排水バルブを撤去し更新する。 4 更新後の試験、調整を行い、安全に空調設備の機能が効力を十分に発揮する状態にする。 5 産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。
1-7 設備機器	設備機器等の仕様は、次のとおり 1 クラブ棟等排水管、雨樋更新工事 (1) クラブ棟男女トイレ排水設備更新工事 - ア 塩化ビニール管 VP100 約23m - イ 排水管 VP 接続用 VP75 1式 - ウ 継手類 1式 - エ 支持金物 1式 (2) サービス棟雨樋(2系統)更新工事 - ア 塩化ビニール管(カラーパイプ) VP100 約18m - イ 継手類 1式 - ウ 支持金物 1式 - エ 高所作業車リース損料 1式 (3) メイン棟雨樋工事 - ア 塩化ビニール管 VP40 約10m 材工共 - イ 支持金物 1式 2 メイン棟 301号室全熱交換器更新工事 (1) 全熱交換器 - ア 型式: LGH-M50RX4 - 電圧: 単相、AC100V - 処理風量: 385~500 m³/H

	イ 防振吊り金具：PZ-N154BK2 1 式 (2) リモコン（PGL-63DR または同等品）及び配線工事 1 式 (3) 電源工事 1 式 (4) 天井開口・復旧・点検口設置 1 式 (5) 室内養生 1 式 (6) 発生材・産業廃棄物処分 1 式 (7) 消耗品・雑材料 1 式 (8) 資材運搬 1 式 (9) 給排気口雨漏れ対策 1 式 (10) 試運転調整 1 式 (11) 養生、清掃 1 式 (12) 高所作業車リース損料 1 式 3 冷却塔 NO.2 ドレインバルブ更新工事 (1) ゲートバルブ KITZ 5FCMN 5K80 1 式 (2) フランジパッキン 80A5K 3 t 2 枚 (3) 冷却塔ドレインバルブ取替工 1 式 (4) 試運転調整 1 式 (5) 発生材・産業廃棄物処分 1 式 (6) 雑材料消耗品 1 式 (7) 資材、消耗品 1 式 (8) 養生、清掃 1 式
1-8 適用範囲	現場の施工に際し、次の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な部品・設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。
1-9 疑義	本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。 また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。
1-10 現場の施工	設計図書及び甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。 1 クラブ棟等排水管、雨樋更新工事 (1) クラブ棟排水管工事は、ピット内の工事を実施するときは、ピット内の換気及び酸素度、硫化水素等の有害物質濃度を定期的に計測し、記録し、監督員に提出すること。 (2) クラブ棟排水管工事は、水勾配を付けてスムーズに排水できるよう施工すること。 (3) サービス棟雨樋工事は、高所作業で実施するので高所作業車等を利用して安全に作業を実施すること。 2 メイン棟 301 号室全熱交換器更新工事

1-11
安全管理

- (1) 既存の 301 号室の全熱交換器設備を撤去し、新たに全熱交換器設備を設置する。
 - (2) 既存の空調設備は、適正に廃棄処分を実施し、マニフェストを提出すること。
 - (3) 既存空調設備のリモコンを改修し、空調設備の試験、運転、調整を実施すること。
 - (4) 既存の空調設備撤去に伴い、足場作業等は、安全確保をして実施すること。
 - (5) 空調設備工事に伴い、現場機械器具及び関係個所の仮設養生を実施すること。
 - (6) 全熱交換器とダクトの施工は、雨漏れの侵入が無いようにすること。
 - (7) 全熱交換器を更新するときは、部屋の養生をし、天井の開口、機器の据付、天井の復旧、養生の撤去、室内の清掃を実施すること。
- 3 冷却塔 NO.2 ドレインバルブ更新工事
- (1) 冷却塔ドレインバルブの更新工事は、冷却塔を使用しないときに作業を実施すること。
 - (2) 更新後は、ドレインバルブの開閉試験を実施し、水漏れが無いこと。

1-12
現場管理

- 1 施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応をすること。
- 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- 3 施工中に事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置、連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。
- 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、点検設備に支障が生じないように十分配慮すること。

1 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

2 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

3 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

4 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

5 その他

(1) 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。

(2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。

(3) その他は、監督員と打合せの上、施工すること。

1 本工事は、施設を稼働しながら行うことに鑑み、作業音、振動等について、監督員と当該作業日程について入念に打ち合わせてから実施すること。

特に貸事務室 301 号室は、歯科診療所が使用中であり、歯科機械・器具等の衛生上の対策を要すること。また、歯科診療時間外の工事となるため、立入日程、工法、工事範囲及び養生等現場作業時の留意点について、当該歯科担当者を含め入念に打合せの上実施すること。

2 施工により生じた付近の道路、その他の工作物の損傷は、一切請負者の負担において復旧するものとする。

3 請負者は、工事に当たり、利用者、入居者等に対して騒音、振動、粉塵、清掃、交通等には、十分注意を払うこと。

4 請負人は、常に工事の状況を利用者、入居者に周知させ、迷惑の掛からないよう最善の対策を行うこと。

5 請負者は、工事資材等の搬出入のための車両の出入りに対し、保安員または、誘導員を配置し、車道及び歩道の通行を常に確保するとともに、歩行者の安全確保を図ること。